

大分県立芸術文化短期大学紀要執筆要項 (抜粋)

1. 本学、専任教員がまとめた論文、調査報告、研究ノート、書評、翻訳、作品発表であること。
2. 学術的に価値のある未発表のものであること。
3. 共同研究者が本学教員でない場合、その所属、職名を本文末尾に付記すること。
4. 共同研究の場合、主たる研究代表者が本学の教員であること。
5. 予算の関係からみて執筆者が多数の場合、紀要編集委員会が記載者の人選を行う。
6. 紀要原稿に何らかの不審な点があり、大学の品位を著しく傷つける内容が発見された場合、各専門教授に紀要編集委員会は審査を依頼することができる。
7. 特殊な専門分野の報告内容を有する原稿は、予算の関係からみて紀要編集委員会の判断により掲載する。
8. 紀要編集委員会は特殊な問題が生じた場合、教授会に論文審査委員会を設定するように依頼することができる。
9. 論文原稿は、学会等で通用する形式であること。
10. 学術用語は、原則として文部科学省制定のものを用いる。
11. 著作権、出版権は寄稿者にあるが、紀要編集出版権は本学にある。
12. その他、編集上の形式、運営は紀要編集委員会に委ねる。